



# むさしむらやま

64歳以下のかたの個別接種会場（各診療所）での予約方法は、市報7月1日号に掲載予定です。

～このお知らせは市報作成時点の情報です。ワクチンの供給状況により変更となる場合があります。～

## 新型コロナウイルス ワクチン接種 今後のスケジュールについて



HP1012499

### 65歳以上のかたへ 村山医療センターの予約枠を拡充します

6月25日(金)午前8時30分から市コールセンター又は予約システムでの予約受付を開始します。

**接種1回目拡充** 7月3日(土)・4日(日)・9日(金)・10日(土)・11日(日)・16日(金)

**接種2回目拡充** 7月24日(土)・25日(日)・30日(金)・31日(土)、8月1日(日)・6日(金)

#### Check!

国の大規模接種会場での集団接種の開始等により、市の集団接種会場の予約にキャンセル枠が生じ、早い予約日への変更が可能となる場合があります。

予約の空き状況は日々変わりますので、予約日を変更されるかたは、市コールセンター（☎0120-634-101）へお問い合わせください。



※武蔵村山病院の予約枠拡充については、引き続き調整してまいります。

### 64歳以下の ワクチン接種対象のかたへ 7月7日(水)頃に接種券を一斉発送します

以下のフローチャート①～③に該当するかたは、優先的に予約をすることができます。ご自身が該当するかをご確認ください。

1

60～64歳のかた

事前申告は不要です。

7月20日(火)から  
集団接種会場での  
予約受付開始

2

59歳以下で  
基礎疾患をお持ちである

はい

**優先予約のために事前申告が必要です。**

事前申告の受付期間：  
6月21日(月)～7月14日(水)  
※裏面に申告方法等を記載しています。

7月20日(火)から  
集団接種会場での  
予約受付開始

いいえ

8月2日(月)から  
年齢のいかたから段階的に  
集団接種会場での予約受付開始

#### Check!



優先接種に該当しないかたの予約受付については、市報7月1日号に掲載予定です。

3

59歳以下で  
優先対象となる高齢者  
施設等に  
市内の高齢者施設等に  
従事している

はい

事前申告は不要です。

7月20日(火)から  
集団接種会場での  
予約受付開始

いいえ

**優先予約のために事前申告が必要です。**

事前申告の受付期間：  
6月21日(月)～7月14日(水)  
※裏面に申告方法等を記載しています。

#### Check!



勤務先が優先対象となる高齢者施設等か、ご自身が優先接種に該当するかは、勤務先へお問い合わせください。

## ワクチン接種の優先予約について

国が定めている優先順位に従い、対象のかたに優先予約期間を設けます。予約には、**事前の申告が必要です**。

**対象** 59歳以下で、基礎疾患をお持ちのかた、又は優先対象となる市外の高齢者施設等に従事するかた※詳細は下記をご確認ください。

**受付** 6月21日(月)～7月14日(水)に、下記のいずれかの方法で事前申告を受付  
※優先対象となる市内の高齢者施設等従事者は、事前申告不要

### 事前申告の申請方法

#### ●市ホームページ

右記二次元コードより、申請フォームの必須項目を記載し、申請



#### ●コールセンター

下記コールセンターより案内に従い申請

武蔵村山市の接種スケジュール・会場・接種券の発送等についてはこちら

### 武蔵村山市新型コロナワクチン コールセンター

☎ 0120-634-101

受付時間：午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日、祝日を除く)

#### ●郵送

ご自身で用意した郵便はがきに、以下の内容を記入の上、下記送付先へ郵送

- ①名前（フリガナ）
- ②住所
- ③生年月日
- ④電話番号
- ⑤「59歳以下で基礎疾患をお持ちのかた」は、該当する優先事由と病名  
「59歳以下で市外の高齢者施設等に従事するかた」は、従事する施設名・電話番号



#### 送付先

〒208-0004 武蔵村山市本町一丁目23番地  
武蔵村山市保健相談センター  
新型コロナウイルス感染症対策室 宛

### 接種券・予診票の送付先を変更したいかた

特別な事情により、住所地以外へ接種券を送付する必要がある場合は、以下の書類を提出してください。

※接種券・予診票の送付先を変更したいかたは、**7月1日(木)までに**提出してください。

### 提出書類

- 送付先変更届（市ホームページから取得可）
- 被接種者の本人確認書類（運転免許証等）の写し
- 届出人の本人確認書類の写し※被接種者以外が申請する場合のみ

### 提出方法

保健相談センターへ郵送又は窓口で提出

### 基礎疾患

#### 1. 以下の病気や状態で、通院又は入院しているかた

- 慢性的な呼吸器の病気・心臓病（高血圧を含む）・腎臓病・肝臓病（肝硬変等）
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気（鉄欠乏症貧血を除く）
- 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で、身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- 染色体異常
- 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）

- 睡眠時無呼吸症候群
- 重い精神疾患（精神疾患の治療のために入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

#### 2. 基準（BMI30以上）を満たす肥満のかた

※優先順位に該当する基礎疾患かどうか不明なかたは、かかりつけ医にご相談ください。

### 高齢者施設等の従事者とは

高齢者等が入所・居住する社会福祉施設（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）で、利用者に直接接する職員のこと

※一定の居宅サービス事業所、訪問系サービス事業所等の従事者も含む場合もあります。該当するかどうか不明な場合は勤務先へご確認ください。